

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正の理由

国において、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、被用者が休みやすい環境を整備するため、市町村が傷病手当金の支給を行う場合は、その全額を財政支援することとされた。

本市においても、感染拡大防止策を講じる必要があることから、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等について傷病手当金を支給するため所要の改定を行うもの。

2 改正の概要

(1) 支給対象者

被用者（給与支払いを受ける者）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給要件

勤務することができなくなった期間のうち3日を超える日数

(3) 支給日額

給与日額の3分の2

(4) 適用期間

令和2年1月1日～令和2年9月30日（遡及適用）

3 施行日

公布の日から施行する。